

第 4 8 号議案

平成 2 6 年 4 月 1 日付け機構改革に伴う福井県教育委員会
規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和 4 6 年福井県教育委員会規則第 5 号）等の一部を改正する。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

機構改革に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

機構改革等に伴う福井県教育委員会規則等の一部改正について

1 福井県教育委員会行政組織規則の一部改正

- (1) 県立学校に高志中学校を追加（第4条、別表第1）
- (2) スポーツ保健課に競技力向上対策室を新設（第7、8条）
- (3) 各課分掌事務の所管変更（第8条）
 - ・英語教育推進等の事務を高校教育課から学校教育政策課に移管するとともに、国際的素養を高める教育に関する事務を追加
 - ・県立学校の再編整備計画、中高一貫教育校に関する事務を学校教育政策課から高校教育課に移管
 - ・PTAに関する事務を生涯学習・文化財課から高校教育課、義務教育課にそれぞれ移管
- (4) 教育研究所の組織変更（第20、21、32条）
 - ・教育研究所の機能強化を図るため、1室4課体制から1室3部体制に変更
- (5) 企画幹等の新設・廃止（第27、32条）
 - ・高校教育改革の推進体制を強化するため企画幹(高校改革)を新設
 - ・いじめ対策など小中学校における諸課題に対応する体制を強化するため、企画幹(義務教育)を新設
 - ・競技力向上対策を推進するため、企画幹(競技力向上)を新設
 - ・企画幹(高校教育)を廃止
 - ・文書館に総括文書専門員を新設(第32条)
- (6) 副校長の新設（第28条）
 - ・中高一貫教育校となる高志高校に副校長を配置するため、所要の規定を追加

2 関係規則の整備

上記の機構改革等に伴い、関係規則等を整備

- (1) 福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

《一部改正規則》

①福井県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

- ・第6条第2号（評定の区分）：副校長を追加

②福井県立学校の管理運営に関する規則

- ・別表第三：副校長を追加

③福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

- ・第2条第5号：副校長を追加

3 福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正

- ・知事部局の機構改革により、総務部財産・事務管理課で行っていた給与等事務が会計局会計課に移管されることに伴い、教育庁等職員の給与等事務を補助執行させる者を財産・事務管理課長から会計課長に変更

4 施行期日 平成26年4月1日

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年教育委員会規則第五号) 新旧対照表

改正案

現行

(機関の定義)	
第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。	
教育庁	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第十八条第二項の規定により設置された事務局の内部組織をいう。
本庁	教育庁の内部組織で、出先機関以外のものをいう。
出先機関	教育庁の内部組織で、地域または事項を限って設置されたものをいう。
県立学校	条例により設置された高等学校、特別支援学校および中学校をいう。
県立学校以外の教育機関	条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史民俗資料館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。

(課または室の置)

第七条 本庁に、次の課を置く。

- 一 教育振興課
- 二 学校教育政策課
- 三 高校教育課
- 四 義務教育課

(機関の定義)	
第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。	
教育庁	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第十八条第二項の規定により設置された事務局の内部組織をいう。
本庁	教育庁の内部組織で、出先機関以外のものをいう。
出先機関	教育庁の内部組織で、地域または事項を限って設置されたものをいう。
県立学校	条例により設置された高等学校および特別支援学校をいう。
県立学校以外の教育機関	条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史民俗資料館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。

(課または室の設置)

第七条 本庁に、次の課を置く。

- 一 教育振興課
- 二 学校教育政策課
- 三 高校教育課
- 四 義務教育課

五 生涯学習・文化財課

六 スポーツ保健課

2 スポーツ保健課に、競技力向上対策室を置く。

(各課(室)の分掌事務)

第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。

課(室)名	分掌事務
教育振興課	一 三十八(略) 三十九 一般財団法人福井県教職員互助会に 関すること。 四十(略) 一 八(略)
学校教育政策課	一 学校教育の総合企画および調整に関する こと(高校教育課および義務教育課の所管 に属するものを除く。) 二 校長および教員の研修の総合企画および 調整に関すること(高校教育課および義務 教育課の所管に属するものを除く。) 三 学力向上に関すること。 四 学校教育に係る広報および広聴に関する こと。 五 英語教育の推進に関すること。 六 国際的素養を高める教育に関すること。 七 外国語指導助手に関すること(義務教育 課の所管に属するものを除く。) 八 県立学校の教職員および市町村立学校職 員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十

五 生涯学習・文化財課

六 スポーツ保健課

(各課(室)の分掌事務)

第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。

課(室)名	分掌事務
教育振興課	一 三十八(略) 三十九 財団法人福井県教職員互助会に 関すること。 四十(略)
学校教育政策課	一 学校教育の総合企画および調整に関する こと(高校教育課および義務教育課の所管 に属するものを除く。) 二 校長および教員の研修の総合企画および 調整に関すること(高校教育課および義務 教育課の所管に属するものを除く。) 三 学力向上に関すること。 四 県立学校の再編整備計画に関すること。 五 中高一貫教育校(併設型)に関すること (他課の所管に属するものを除く。) 六 学校教育に係る広報および広聴に関する こと。 七 県立学校の教職員および市町村立学校職 員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十 五号)第一条に規定する職員(以下この項

高校教育課	
	五号)第一条に規定する職員(以下この項においてこれらを「教職員」という。)の定数の総合調整に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 九 教職員(県立学校事務職員を除く。以下第十号までにおいて同じ。)の任免、服務その他人事に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 十 教職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。 十一 教職員の永年勤続表彰に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 十二 福井県教育庁嶺南教育事務所に関すること。 十三 福井県教育研究所に関すること。 十四 その他学校運営および教職員に関し、高校教育課および義務教育課の所管に属さないこと。
高校教育課	
高校教育課	においてこれらを「教職員」という。)の定数の総合調整に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 八 教職員(県立学校事務職員を除く。以下第十号までにおいて同じ。)の任免、服務その他人事に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 九 教職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。 十 教職員の永年勤続表彰に関すること(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 十一 福井県教育庁嶺南教育事務所に関すること。 十二 福井県教育研究所に関すること。 十三 その他学校運営および教職員に関し、高校教育課および義務教育課の所管に属さないこと。 一 県立学校における教育の企画および調整に関すること。 二 県立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。 三 県立学校における情報化に関する施策の企画および調整ならびに情報教育に関すること(教育振興課、学校教育政策課および義務教育課の所管に属するものを除く。) 四 県立学校の再編に関すること(学校教育政策課の所管に属するものを除く。)

- (他課の所管に属するものを除く。)
- 六 奨学育英事業および独立行政法人日本学生支援機構に関すること。
 - 七 高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金に関すること。
 - 八 県立学校における人権・同和教育に関すること。
 - 九 県立高等学校の通学区域に関すること。
 - 十 県立学校の生徒の定員に関すること。
 - 十一 県立高等学校および県立中学校入学者選抜に関すること。
 - 十二 教育研究諸団体に関すること(義務教育課の所管に属するものを除く。)
 - 十三 県立学校に係る教科書その他の教材に関すること。
 - 十四 県立学校に係る教科用図書の採択に関すること。
 - 十五 県立学校におけるユニセフに関すること。
 - 十六 サイエンス教育に関すること。
 - 十七 県立学校の教職員の定数に関すること。
 - 十八 県立学校の教職員(校長、副校長、教頭および事務職員を除く。)の任免、服務その他人事に関すること。
 - 十九 県立学校の教職員(事務職員を除く。)の永年勤続表彰に関すること。
 - 二十 県立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
 - 二十一 県立学校の校長および教員の研修に関すること。

- 五 奨学育英事業および独立行政法人日本学生支援機構に関すること。
- 六 高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金に関すること。
- 七 県立学校における人権・同和教育に関すること。
- 八 県立高等学校の通学区域に関すること。
- 九 県立学校の生徒の定員に関すること。
- 十 県立高等学校入学者の選抜に関すること。
- 十一 教育研究諸団体に関すること(義務教育課の所管に属するものを除く。)
- 十二 県立学校に係る教科書その他の教材に関すること。
- 十三 県立学校に係る教科用図書の採択に関すること。
- 十四 県立学校におけるユニセフに関すること。
- 十五 サイエンス教育に関すること。
- 十六 県立学校の教職員の定数に関すること。
- 十七 県立学校の教職員(校長、教頭および事務職員を除く。)の任免、服務その他人事に関すること。
- 十八 県立学校の教職員(事務職員を除く。)の永年勤続表彰に関すること。
- 十九 県立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- 二十 県立学校の校長および教員の研修に関すること。
- 二十一 学力検査問題作成委員会に関すること。

義務教育課	
一 市町立学校における教育の企画および調整に関すること。 二 市町立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。 三 人権・同和教育に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。 四 へき地教育の振興に関すること。 五 市町立学校に係る教育研究諸団体に関すること。 六 教科書その他の教材に関すること（高校	二十二 学力検査問題作成委員会に関すること。 二十三 福井県高等学校教育問題協議会および福井県産業教育審議会に関すること。 二十四 特別支援教育の振興に関すること。 二十五 発達障害児の教育に関すること。 二十六 県立の特別支援学校の就学事務および就学奨励に関すること。 二十七 福井県心身障害児就学指導委員会に関すること。 二十八 福井県特別支援教育センターに関すること。 二十九 高等学校および特別支援学校のPTAに関すること。 三十 その他県立学校の学校教育の指導に関すること。
義務教育課	
一 市町立学校における教育の企画および調整に関すること。 二 市町立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。 三 人権・同和教育に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。 四 へき地教育の振興に関すること。 五 市町立学校に係る教育研究諸団体に関すること。 六 教科書その他の教材に関すること（高校	と。 二十二 福井県高等学校教育問題協議会および福井県産業教育審議会に関すること。 二十三 英語教育の推進に関すること。 二十四 外国語指導助手に関すること。（義務教育課の所管に属するものを除く。） 二十五 特別支援教育の振興に関すること。 二十六 発達障害児の教育に関すること。 二十七 県立の特別支援学校の就学事務および就学奨励に関すること。 二十八 福井県心身障害児就学指導委員会に関すること。 二十九 福井県特別支援教育センターに関すること。 三十 その他県立学校の学校教育の指導に関すること。

- 教育課の所管に属するものを除く。）。
 七 教科用図書の採択に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 八 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。
 九 市立学校における外国語指導助手に関すること。
 十 市立学校の就学奨励に関すること。
 十一 ユニセフに関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 十二 市立学校における情報教育に関すること。
 十三 教育職員免許に関すること。
 十四 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員（次号および第十六号において「県費負担教職員」という。）の定数に関すること。
 十五 県費負担教職員（校長および教頭を除く。）の任免、服務その他人事に関すること。
 十六 県費負担教職員の永年勤続表彰に関すること。
 十七 市立学校の教職員の組織する職員団体にすること。
 十八 校長および教員の研修に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 十九 福井県教科用図書選定審議会に関すること。
 二十 放課後児童健全育成事業に関すること。

- 教育課の所管に属するものを除く。）。
 七 教科用図書採択に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 八 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。
 九 市立学校における外国語指導助手に関すること。
 十 市立学校の就学奨励に関すること。
 十一 ユニセフに関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 十二 市立学校における情報教育に関すること。
 十三 教育職員免許に関すること。
 十四 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員（次号および第十六号において「県費負担教職員」という。）の定数に関すること。
 十五 県費負担教職員（校長および教頭を除く。）の任免、服務その他人事に関すること。
 十六 県費負担教職員の永年勤続表彰に関すること。
 十七 市立学校の教職員の組織する職員団体にすること。
 十八 校長および教員の研修に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。
 十九 福井県教科用図書選定審議会に関すること。
 二十 放課後児童健全育成事業に関すること。

	生涯学習・文化財課
二十一 不登校対策の総合企画および調整に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。 二十二 幼児教育の振興に関すること。 二十三 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 二十四 福井県幼児教育支援センターに関すること。 二十五 小中学校および幼稚園のPTAに関すること。 二十六 その他市町立学校の学校教育の指導に関すること。	一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。 三 社会教育指導者の養成および確保に関すること。 四 社会教育団体の育成および指導に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。 五 公民館、図書館、青少年教育施設その他の社会教育に関する施設の整備および運営指導に関すること。 六 家庭教育の振興に関すること。 七 青少年教育、成人教育、女性教育および高齢者教育の振興に関すること。 八 人権・社会同和教育の振興に関すること。 九 視聴覚教育の振興に関すること。 十 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
	生涯学習・文化財課
二十一 不登校対策の総合企画および調整に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。 二十二 幼児教育の振興に関すること。 二十三 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 二十四 福井県幼児教育支援センターに関すること。 二十五 その他市町立学校の学校教育の指導に関すること。	一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。 三 社会教育指導者の養成および確保に関すること。 四 社会教育団体の育成および指導に関すること。 五 公民館、図書館、青少年教育施設その他の社会教育に関する施設の整備および運営指導に関すること。 六 家庭教育の振興に関すること。 七 青少年教育、成人教育、女性教育および高齢者教育の振興に関すること。 八 人権・社会同和教育の振興に関すること。 九 視聴覚教育の振興に関すること。 十 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

- と。
- 十一 ユネスコに関すること。
 - 十二 放送大学に関すること。
 - 十三 福井県社会教育委員に関すること。
 - 十四 福井県教育庁生涯学習センターに関すること。
 - 十五 福井県立図書館、福井県文書館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年センター、福井県立青年の家および福井県立奥越高原青少年自然の家に関すること。
 - 十六 子ども読書活動の推進に関すること。
 - 十七 白川文字学に関すること。
 - 十八 文学館の整備に関すること。
 - 十九 青少年の体験学習に関すること。
 - 二十 公益社団法人あすの福井県を創る協会に関すること。
 - 二十一 その他生涯学習一般に関すること。
 - 二十二 文化財の保存、活用および管理に関すること。
 - 二十三 銃砲刀剣類の登録に関すること。
 - 二十四 福井県文化財保護審議会に関すること。
 - 二十五 著作権に関すること。
 - 二十六 博物館の登録に関すること。
 - 二十七 福井県立音楽堂に関すること。
 - 二十八 福井県教育庁埋蔵文化財調査センターに関すること。
 - 二十九 福井県立歴史博物館、福井県立恐竜博物館、福井県立美術館、福井県立若狭歴史民俗資料館および福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館に関すること。

- 十一 ユネスコに関すること。
- 十二 放送大学に関すること。
- 十三 福井県社会教育委員に関すること。
- 十四 福井県教育庁生涯学習センターに関すること。
- 十五 福井県立図書館、福井県文書館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年センター、福井県立青年の家および福井県立奥越高原青少年自然の家に関すること。
- 十六 子ども読書活動の推進に関すること。
- 十七 白川文字学に関すること。
- 十八 文学館の整備に関すること。
- 十九 青少年の体験学習に関すること。
- 二十 社団法人あすの福井県を創る協会に関すること。
- 二十一 その他生涯学習一般に関すること。
- 二十二 文化財の保存、活用および管理に関すること。
- 二十三 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- 二十四 福井県文化財保護審議会に関すること。
- 二十五 著作権に関すること。
- 二十六 博物館の登録に関すること。
- 二十七 福井県立音楽堂に関すること。
- 二十八 福井県教育庁埋蔵文化財調査センターに関すること。
- 二十九 福井県立歴史博物館、福井県立恐竜博物館、福井県立美術館、福井県立若狭歴史民俗資料館および福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館に関すること。

競技力向上対策室	スポーツ保健課
一 生涯スポーツの振興に関すること。 二 競技スポーツの振興に関すること。 三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。	一 体育施設の整備および運営指導に関すること。 二 学校体育の指導および充実に関すること。 三 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。 四 学校における防災教育に関すること。 五 学校給食の指導および充実に関すること。 六 体力づくり実践運動の推進に関すること。 七 体育および保健関係団体の育成および指導に関すること。 八 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレイ射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホッケー場に関すること。 九 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。 十 福井県立武道館に関すること。 十一 公益財団法人福井県学校給食会に関すること。 十二 その他学校健康体育に関すること。
スポーツ保健課	スポーツ保健課
一 生涯スポーツの振興に関すること。 二 競技スポーツの振興に関すること。 三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。 四 体育、スポーツおよび保健関係団体の育成および指導に関すること。 五 体育施設の整備および運営指導に関すること。 六 学校体育の指導および充実に関すること。 七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。 八 学校における防災教育に関すること。 九 学校給食の指導および充実に関すること。 十 体力づくり実践運動の推進に関すること。 十一 福井県競技力向上対策本部に関すること。 十二 福井県スポーツ振興審議会に関すること。 十三 福井県スポーツ推進計画に関すること。 十四 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレイ射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホッケー場に関すること。 十五 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。	一 生涯スポーツの振興に関すること。 二 競技スポーツの振興に関すること。 三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。 四 体育、スポーツおよび保健関係団体の育成および指導に関すること。 五 体育施設の整備および運営指導に関すること。 六 学校体育の指導および充実に関すること。 七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。 八 学校における防災教育に関すること。 九 学校給食の指導および充実に関すること。 十 体力づくり実践運動の推進に関すること。 十一 福井県競技力向上対策本部に関すること。 十二 福井県スポーツ振興審議会に関すること。 十三 福井県スポーツ推進計画に関すること。 十四 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレイ射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホッケー場に関すること。 十五 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。

四	スポーツ関係団体の育成および指導に關すること。
五	福井県競技力向上対策本部に關すること。
六	福井県スポーツ推進審議会に關すること。
七	福井県スポーツ推進計画に關すること。
八	公益財団法人福井県体育協会に關すること。
九	その他スポーツに關すること。

(分課(室)等)

第二十条 次表の上欄に掲げる県立学校以外の教育機関に、当該下欄に掲げる室、部または課を置く。

機関名	室部課名
福井県教育研究所	管理室 研修部 調査研究部 教育相談部
福井県立図書館	利用サービス室
福井県立奥越高原青少年自然の家	施設管理課 青少年指導課

(教育研究所各室部の分掌事務等)

第二十一条 福井県教育研究所(以下「教育研究所」という。)の室および各部の分掌事務は、次表のとおりとする。

十六	福井県立武道館に關すること。
十七	公益財団法人福井県体育協会に關すること。
十八	公益財団法人福井県学校給食会に關すること。
十九	その他スポーツおよび学校健康体育一般に關すること。

(分課(室)等)

第二十条 次表の上欄に掲げる県立学校以外の教育機関に、当該下欄に掲げる課または室を置く。

機関名	課(室)名
福井県教育研究所	管理室 教職研修課 教科研修課 科学情報課 教育相談課
福井県立図書館	利用サービス室
福井県立奥越高原青少年自然の家	施設管理課 青少年指導課

(教育研究所各課の分掌事務等)

第二十一条 福井県教育研究所(以下「教育研究所」という。)の各課の分掌事務は、次表のとおりとする。

室部名	分掌事務
管理室	一 教育研究所の庶務に関すること。 二 教育に関する図書および資料の収集および刊行に関すること。 三 その他他課の所管に属さないこと。
研修部	一 幼稚園教育および学校教育その他の教育活動に係る教職員の研修の企画、調整および実施に関すること。
調査研究部	一 教育研究の企画、調整および実施に関すること。 二 教育相談および生徒指導の調査研究ならびに係教職員の研修に関すること。
教育相談部	一 幼児、児童および生徒の学業、性格、行動等の教育相談および治療に関すること。

課名	分掌事務
管理室	一 教育研究所の庶務に関すること。 二 教育に関する図書および資料の収集および刊行に関すること。 三 その他他課の所管に属さないこと。
教職研修課	一 研修の企画および調整に関すること。 二 学校経営についての調査研究および関係教職員の研修に関すること。 三 教員の資質向上のための研修に関すること。
教科研修課	一 教科(科学情報課の所管に係るものを除く)、道徳および特別活動についての調査研究ならびに係関係教職員の研修に関すること。 二 学級経営、人権教育、へき地複式教育その他の教科外の教育活動についての調査研究および関係教職員の研修に関すること。 三 幼稚園教育についての調査研究および関係教職員の研修に関すること。
科学情報課	一 理科、産業教育および情報教育についての調査研究ならびに係関係教職員の研修に関すること。 二 科学知識および技術の普及啓発に関すること。 三 情報教育センターの運営に関すること。
教育相談課	一 教育相談および生徒指導の調査研究ならびに係関係教職員の研修に関すること。 二 幼児、児童および生徒の学業、性格、行動等の教育相談および治療に関すること。

(職員の職およびその職務)

第二十七条 (略)

2. (略)

3 第一項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の上欄に掲げる職を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
企画幹(学校教育)	学校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画幹(高校改革)	高校改革に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画幹(義務教育)	義務教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画幹(競技力向上)	競技力向上に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画参事	上司の命を受け、特に命じられた企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け、特に命じられた困難な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
人事主任	上司の命を受け、人事に関する事務を処理する。

4 (略)

(職員およびその職務)

(職員の職およびその職務)

第二十七条 (略)

2. (略)

3 第一項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の上欄に掲げる職を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
企画幹(学校教育)	学校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画幹(高校教育)	高校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画参事	上司の命を受け、特に命じられた企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け、特に命じられた困難な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
人事主任	上司の命を受け、人事に関する事務を処理する。

4 (略)

(職員およびその職務)

第二十八条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」という。)および学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「学保法」という。)の定めるところにより、県立学校に置く職員およびその職務は、次表のとおりである。

職員名	職務
校長	学教法第三十七条に定める職務を行う。
副校長	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教頭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
事務職員	学教法第三十七条に定める職務を行う。
寄宿舎指導員	学教法第七十九条に定める職務を行う。
学校医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校歯科医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校薬剤師	学保法第二十三条に定める職務を行う。

(職員およびその職務)
第三十二条 (略)

第二十八条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」という。)および学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「学保法」という。)の定めるところにより、県立学校に置く職員およびその職務は、次表のとおりである。

職員名	職務
校長	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教頭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
事務職員	学教法第三十七条に定める職務を行う。
寄宿舎指導員	学教法第七十九条に定める職務を行う。
学校医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校歯科医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校薬剤師	学保法第二十三条に定める職務を行う。

(職員およびその職務)
第三十二条 (略)

機関名		職名	職務
教育研究所		副所長	所長を補佐して所務を整理し、所長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
図書館	(略)	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	(略)	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	(略)	総括主任	上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。
	(略)	主任	上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。
	(略)	企画主査	上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。
	(略)	主査	上司の命を受け、困難な業務に従事する。
	(略)	主事	上司の命を受け、事務または別表第三に定める業務に従事する。
	(略)	技師	上司の命を受け、技術または別表第三に定める業務に従事する。
	(略)	副館長	館長を補佐して、館務を整理し、館長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
	(略)	所長	館長の命を受け、若狭図書学習センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
図書館		文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理し、文

機関名		職名	職務
教育研究所		副所長	所長を補佐して所務を整理し、所長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
図書館	(略)	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	(略)	総括主任	上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。
	(略)	主任	上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。
	(略)	企画主査	上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。
	(略)	主査	上司の命を受け、困難な業務に従事する。
	(略)	主事	上司の命を受け、事務または別表第三に定める業務に従事する。
	(略)	技師	上司の命を受け、技術または別表第三に定める業務に従事する。
	(略)	副館長	館長を補佐して、館務を整理し、館長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
	(略)	所長	館長の命を受け、若狭図書学習センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	(略)	文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理し、文

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年教育委員会規則第二号)新旧対照表

改正案	現行
(略) (評定の区分) 第六条 勤務評定は、次の区分に従つて行う。 - 一 校長 - 二 副校長、教頭 - 三 教諭、助教諭、講師、技術職員(行政職給料表適用者) - 四 養護教諭、養護助教諭 - 五 栄養教諭、実習助手、寄宿舍指導員 - 六 学校栄養職員 - 七 事務職員 - 八 技術職員(技能労務職給料表適用者) (略) 附 則 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。	(略) (評定の区分) 第六条 勤務評定は、次の区分に従つて行う。 - 一 校長 - 二 教頭 - 三 教諭、助教諭、講師、技術職員(行政職給料表適用者) - 四 養護教諭、養護助教諭 - 五 栄養教諭、実習助手、寄宿舍指導員 - 六 学校栄養職員 - 七 事務職員 - 八 技術職員(技能労務職給料表適用者) (略)

福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年教育委員会規則第六号)新旧対照表

改正後(案)

現行

別表第三(第二十二条関係)

別表第三(第二十二条関係)

一 職員およびその職務

一 職員およびその職務

職員名	職務
校長	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」という。)第三十七条に定める職務を行う。
副校長	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教頭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
栄養教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
事務職員	学教法第三十七条に定める職務を行う。
寄宿舎指導員	学教法第七十九条に定める職務を行う。
学校医	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「学保法」という。)第二十三条に定める職務を行う。
学校歯科医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校薬剤師	学保法第二十三条に定める職務を行う。
助教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
講師	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護助教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
実習助手	学教法第六十条に定める職務を行う。
技術職員	学教法第六十条に定める職務を行う。
学校栄養職員	学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に定める職務を行う。

職員名	職務
校長	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」という。)第三十七条に定める職務を行う。
教頭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
栄養教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
事務職員	学教法第三十七条に定める職務を行う。
寄宿舎指導員	学教法第七十九条に定める職務を行う。
学校医	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「学保法」という。)第二十三条に定める職務を行う。
学校歯科医	学保法第二十三条に定める職務を行う。
学校薬剤師	学保法第二十三条に定める職務を行う。
助教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
講師	学教法第三十七条に定める職務を行う。
養護助教諭	学教法第三十七条に定める職務を行う。
実習助手	学教法第六十条に定める職務を行う。
技術職員	学教法第六十条に定める職務を行う。
学校栄養職員	学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に定める職務を行う。

(略)

(略)

附則

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後(案)

現行

(略)

(附議事項)

第二条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に附さなければなら
ない。

一 教育委員会の規則および重要な訓令の制定または改廃に関するこ
と。

二 重要な教育財産の取得について、法第二十八条第二項の規定に基
づき知事に申出を行うこと。

三 教育予算その他議会の議決を経るべき事案について、法第二十九
条の規定に基づき知事に意見を述べること。

四 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置または廃
止に関すること。

五 教育庁および学校以外の教育機関の参事級以上の職員ならびに県
立学校の校長、副校長、教頭および事務職員のうち参事級以上の職
員の任免その他の人事に関すること。

六 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)
第一条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)のうち
校長および教頭の任免その他の進退に関すること。

七 教育庁および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の
職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分決定に関すること。ただ
し、戒告を除く。

八 法令または条例に基づく各種委員の任命、委嘱または解嘱に関す
ること。

九 公立学校(幼稚園、小学校および中学校を除く。)、公立専修学
校および公立各種学校の設置または廃止の認可に関すること。

十 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の五
の規定に基づく市町に対する是正の要求、同法第二百四十五条の六

(略)

(附議事項)

第二条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に附さなければなら
ない。

一 教育委員会の規則および重要な訓令の制定または改廃に関するこ
と。

二 重要な教育財産の取得について、法第二十八条第二項の規定に基
づき知事に申出を行うこと。

三 教育予算その他議会の議決を経るべき事案について、法第二十九
条の規定に基づき知事に意見を述べること。

四 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置または廃
止に関すること。

五 教育庁および学校以外の教育機関の参事級以上の職員ならびに県
立学校の校長、教頭および事務職員のうち参事級以上の職員の任免
その他の人事に関すること。

六 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)
第一条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)のうち
校長および教頭の任免その他の進退に関すること。

七 教育庁および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の
職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分決定に関すること。ただ
し、戒告を除く。

八 法令または条例に基づく各種委員の任命、委嘱または解嘱に関す
ること。

九 公立学校(幼稚園、小学校および中学校を除く。)、公立専修学
校および公立各種学校の設置または廃止の認可に関すること。

十 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の五
の規定に基づく市町に対する是正の要求、同法第二百四十五条の六

の規定に基づく市町に対する是正の勧告および同法第二百四十五条の七の規定に基づく市町に対する是正の指示に関すること。

十一 県立高等学校の入学定員に関すること。

十二 教科用図書の採択に関すること。

十三 文化財の指定または解除に関すること。

十四 重要な請願、陳情または建議の処理に関すること。

十五 その他教育行政の運営に関する基本方針の決定に関すること。

十六 法第二十七条の規定による点検および評価に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるときまたはあらかじめ教育委員会の指示を受けた事項は、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を直近の教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(略)

の規定に基づく市町に対する是正の勧告および同法第二百四十五条の七の規定に基づく市町に対する是正の指示に関すること。

十一 県立高等学校の入学定員に関すること。

十二 教科用図書の採択に関すること。

十三 文化財の指定または解除に関すること。

十四 重要な請願、陳情または建議の処理に関すること。

十五 その他教育行政の運営に関する基本方針の決定に関すること。

十六 法第二十七条の規定による点検および評価に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるときまたはあらかじめ教育委員会の指示を受けた事項は、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を直近の教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(略)

改正案

現行

（委任）

第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。

受任者	委任事項
観光営業部長	一 九（略） 十 公益財団法人福井県文化振興事業団に関すること。 十一 十二 その他文化一般に関すること。

（補助執行）

第四条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、同条下欄に掲げる事務を補助執行させる。

補助執行させる者	補助執行させる事項
会計局会計課長	一 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十六年福井県条例第六十七号）第三条第三項の規定に基づき、教育長が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および通勤手当の月額を決定し、または改定すること。 二 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）第二十五条の規定に基づき、職員（教育庁の本庁の課および室ならびに埋蔵文化財調査センターに所属する職員に限る。以

（委任）

第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。

受任者	委任事項
観光営業部長	一 九（略） 十 財団法人福井県文化振興事業団に関すること。 十一 十二 その他文化一般に関すること。

（補助執行）

第四条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、同条下欄に掲げる事務を補助執行させる。

補助執行させる者	補助執行させる事項
総務部財産・事務管理課長	一 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十六年福井県条例第六十七号）第三条第三項の規定に基づき、教育長が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および通勤手当の月額を決定し、または改定すること。 二 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）第二十五条の規定に基づき、職員（教育庁の本庁の課および室ならびに埋蔵文化財調査センターに所属する職員に限る。以

改正案

下この項において同じ。）の扶養親族の認定を行うこと。

三 住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年福井県人事委員会規則第二十六号）第六條第一項の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および住居手当の月額を決定し、または改定すること。

四 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年福井県人事委員会規則第五号）第四條第一項の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および通勤手当の月額を決定し、または改定すること。

五 単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年福井県人事委員会規則第一号）第八條第一項の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および単身赴任手当の月額を決定し、または改定すること。

現行

下この項において同じ。）の扶養親族の認定を行うこと。

三 住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年福井県人事委員会規則第二十六号）第七條第一項の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および住居手当の月額を決定し、または改定すること。

四 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年福井県人事委員会規則第五号）第四條第一項の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および通勤手当の月額を決定し、または改定すること。

五 単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年福井県人事委員会規則第一号）第八條第一項の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備するかどうかを確認し、および単身赴任手当の月額を決定し、または改定すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。